

令和5年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5. 3. 22	R5. 4. 4	<p>(1) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 決算変更届出書 第45期 (閲覧対象部分に限る) 平成30年5月1日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名 (閲覧対象部分に限る) 令和元年6月12日受付 変更届出書 (役員等の氏名及び専任技術者) (閲覧対象部分に限る) 令和2年4月22日受付 変更届出書 (役員等の氏名) (閲覧対象部分に限る)</p> <p>(2) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第65期 (閲覧対象部分に限る) 令和4年3月23日受付建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名 (閲覧対象部分に限る) 令和4年11月21日受付 変更届出書 (役員等の氏名) (閲覧対象部分に限る)</p> <p>(3) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 決算変更届出書 第12期 (閲覧対象部分に限る) 令和3年4月13日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名 (閲覧対象部分に限る)</p> <p>(4) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第78期 (閲覧対象部分に限る) 令和3年2月10日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名 (閲覧対象部分に限る)</p> <p>(5) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 決算変更届出書 第60期及び第61期 (閲覧対象部分に限る) 令和2年11月24日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名 (閲覧対象部分に限る) 令和4年5月26日受付 変更届出書 (役員等の氏名) (閲覧対象部分に限る)</p>	※	1													(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設業課
2	R5. 1. 11	R5. 4. 6	建築計画概要書 平成21年度 第5368号	7	1													-	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
3	R5. 3. 29	R5. 4. 12	「多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会」の議事録	※	1													-	都市整備局都市基盤部交通企画課
4	R5. 3. 29	R5. 4. 12	「多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会」の資料	※	1						1		1	1				(7条5号及び6号) これらの情報は都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。また、都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、ヒアリングや調査への協力を得られなくなり、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (7条3号、5号及び6号) これらの情報は非公表の情報であり、公にすることにより、法人の事業運営上の地位を損なうと認められるため。また、審議検討中の未成熟な情報であり、公にすることにより都民に混乱を生じさせるおそれがあり、さらに今後事業者の協力を得られなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため など	都市整備局都市基盤部交通企画課
5	R5. 3. 29	R5. 4. 12	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 令和3年4月30日受付 決算変更届出書 第84期 (閲覧対象部分に限る) (2) 令和4年2月22日受付 決算変更届出書 第85期 (閲覧対象部分に限る) (3) 令和4年6月22日受付 変更届出書 (別紙8) の訂正について	59	1													(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設業課
6	R5. 1. 16	R5. 4. 13	建築計画概要書 平成30年度 第5369号	9	1													-	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			8号	9号	
7	R5.4.3	R5.4.14	4 都市建指第754号 総合設計制度の建築計画に係る公聴会について（議事録）	22	1						1								(7条2号) 個人に関する情報で、個人を識別することができるため	都市整備局市街地建築部建築指導課	
8	R5.4.4	R5.4.14	4 都市建指第754号 総合設計制度の建築計画に係る公聴会について（議事録）	22	1						1								(7条2号) 個人に関する情報で、個人を識別することができるため	都市整備局市街地建築部建築指導課	
9	R5.4.7	R5.4.14	4 都市建指第754号 総合設計制度の建築計画に係る公聴会について（議事録）	22	1						1								(7条2号) 個人に関する情報で、個人を識別することができるため	都市整備局市街地建築部建築指導課	
10	R5.4.3	R5.4.17	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和5年3月末現在）	※	1														—	都市整備局市街地建築部建設業課	
11	R5.4.3	R5.4.17	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 最新版）	※	1														—	都市整備局市街地建築部建設業課	
12	R5.4.10	R5.4.18	定期検査報告書（昇降機） 設置場所 東村山市〇〇町2-〇-〇 建物名称 〇〇 検査年月日 令和3年10月22日 種別 エレベーター1号機 用途 乗用 登録番号 1988074745	9	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所管理課	
13	R5.4.5	R5.4.19	晴海5丁目西地区第1種市街地再開発事業の都市再開発法第7条の19が定める審査委員による「審査委員会議事録」の全て															1	当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず存在しない。	都市整備局第一市街地整備事務所選手村跡地整備課	
14	R5.4.5	R5.4.19	東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇に関する以下の書類 令和4年9月期 (閲覧対象部分に限る)	13	1														1	(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設業課
15	R5.4.9	R5.4.21	東京都が、神宮外苑に関して、〇〇氏から要望書等の親書を受け取った際の、②受領後に都において行った検討内容、③受領後に、都知事および副知事が受け、またはこれらの者に対して行った、報告・相談・連絡・指示および命令、について、そのすべてが分かる一切の文書																1	当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
16	R5.4.11	R5.4.21	東京都東村山市〇〇町1丁目〇番〇における建築基準法第43条第2項第2号許可に関する協定図及び協定承諾書（12-H300008）	3	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
17	R5. 4. 11	R5. 4. 25	決算変更届出書一式 (1) 許可番号〇〇(株)〇〇 決算書最新～H31/3まで (2) 許可番号〇〇 〇〇(合) 決算書最新～R1/11まで (3) 許可番号〇〇(株)〇〇決算書最新～R3/3まで (4) 許可番号〇〇(株)〇〇決算書最新～R3/10まで (5) 許可番号〇〇(株)〇〇決算書提出されているものすべて	※	1													(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設課
18	R5. 4. 11	R5. 4. 25	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和5年4月11日現在)	※	1													—	都市整備局市街地建設部建設課
19	R5. 4. 12	R5. 4. 26	「多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会」の議事録	※	1													—	都市整備局都市基盤部交通企画課
20	R5. 4. 12	R5. 4. 26	「多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会」の資料	※	1						1		1	1				(7条5号及び6号) これらの情報は都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。また、都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、ヒアリングや調査への協力を得られなくなり、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (7条3号、5号及び6号) これらの情報は非公表の情報であり、公にすることにより、法人の事業運営上の地位を損なうと認められるため。また、審議検討中の未成熟な情報であり、公にすることにより都民に混乱を生じさせるおそれがあり、さらに今後事業者の協力を得られなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため など	都市整備局都市基盤部交通企画課
21	R5. 4. 13	R5. 4. 26	平成18年2月22日付 第UHEC建確16057変1号 第UHEC建確16058変1号 第UHEC建確16059変1号 第UHEC建確16061変1号 第UHEC建確16062変1号 第UHEC建確16063変1号 第UHEC建確16070変1号 上記についての建築計画概要書の写し	40	1							1						(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建築指導課
22	R5. 4. 24	R5. 4. 27	建築計画概要書 18多建建二建第1032号	4	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課

表の見方
<決定区分>
・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
<(根拠規定) 条例7条>
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
<公文書の件名>
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
<公文書の枚数>
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。